

近年、特殊車両通行許可申請の**審査期間が長期化**しており、その要因の一つとして他の道路管理者との協議・回答に要する日数が長期化している事があります。

1件の申請に対して複数の道路管理者と協議が必要になる場合、そのすべての道路管理者からの回答が出揃った段階で許可されることとなります。複数の道路管理者のうち1者でも回答が出ていなければ、回答が出るまで許可されないこととなります。

そこで、**一申請毎の経路数を減らし**、協議する道路管理者数を減らせば、結果として**許可までの審査日数の短縮が図られる可能性があります**。

(イメージ) 100経路を申請する場合

	経路数	協議する道路管理者	
1申請	100経路	6者(A・B・C・D・E・F)	6者全ての回答が出揃った段階で許可
3申請	30経路	3者(A・B・C)	3者の回答が出た段階で許可
	30経路	2者(D・E)	2者の回答が出た段階で許可
	40経路	3者(A・B・F)	3者の回答が出た段階で許可

※なお、申請書を分けた場合、申請書の件数は増えますが、**全体の経路数が変わらなければ手数料は変わりません**。